

公衆浴場業を始める方に

福山市内で公衆浴場を営業しようとする場合は、公衆浴場法の規定により、福山市保健所長の許可が必要です。

公衆浴場法以外の法令による手続を要する場合がありますので、事前に関係機関と協議してください。

関係法令：「建築基準法」、「消防法」、「都市計画法」、「食品衛生法」、「大気汚染防止法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「温泉法」、「自然公園法」、「景観法」等

なお、公衆浴場には、次のとおり2つの種類があります。

（種類）

「一般公衆浴場」：温湯等を使用し、同時に多数の人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用され、物価統制令により入浴料金の上限が規定されている入浴施設

「その他の公衆浴場」：上記以外の公衆浴場

スポーツ施設・保養施設に付帯する浴場、従業員の福利厚生目的の浴場 等

1 許可申請

施設の確認検査を営業開始14日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の25日前までに申請してください。確認検査は、施設の基準等を満たした状態で実施します。営業施設は、「配置の基準」（一般公衆浴場のみ）及び「施設の基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

申請手数料（現金） 22,000円

【添付書類】

配置図	敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの
平面図	寸法を記載 出入口、受付、脱衣場、洗い場、浴槽、便所、給湯（水）経路、排水経路*、シャワー等すすぎ用の給湯（水）口、脱衣場・浴室の換気設備を明示すること。 * 朱線で記載
浴槽の構造の概要及び略図（ボイラー・ろ過器等の付設状況を含む）	◆浴槽の断面図（洗い場床面との位置関係を含む。） ◆給排水系統図（ボイラー、ろ過器、消毒設備等がある場合は、その仕様書（カタログ等）を含む。）…浴槽水を循環する場合は、循環系統が分かるもの ◆浴槽別循環系統一覧表（循環使用する場合）
蒸気又は熱気を使用する入浴設備の構造、機能等を明らかにする図面又は書面	サウナ、岩盤浴等の入浴設備を設ける場合
付近の見取図	周囲300mの状況がわかるものが望ましい。
既設の公衆浴場との距離を明示した図面	施設間の直線距離を明示すること。
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合…原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること。
登記事項証明書	法人による申請の場合…原本（3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
消防法令適合通知書	各消防署により交付されたもの…原本は確認後、返却します。 （許可申請書の写し等を消防機関へ提出するため、申請手続き後に提出する。）

検査済証又は仮使用認定通知書	建築基準法の規定によるもの…原本は確認後、返却します。 （建築物の用途変更の手続きが不要の場合でも、旅館業として使用可能な用途であることを確認すること。区域・規模等により確認検査を必要としない場合がある。）
公衆浴場衛生管理運営要領	清掃・消毒、水質検査等の実施計画及び管理状況の記録方法等がわかるものを作成し、営業開始日までに提出すること。

2 患者の入浴・不潔行為の禁止

営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対して、その入浴を拒まなければなりません。ただし、次のような療養のために利用される公衆浴場で許可を受けた場合は除きます。

- ① 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉がその伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ患者用の入浴施設が別に設けられている場合
- ② 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

また、営業者又は公衆浴場の管理者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆浴場に害を及ぼすおそれのある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。（入浴者もこのような行為をしてはいけません。）

3 その他

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

- 変更届…申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届出が必要です。

※ 営業者の変更、施設の移転、拡張その他大幅な構造設備の変更、種類の変更（その他公衆浴場→一般公衆浴場）等の場合、新規申請の扱いとなります。

【変更事項／添付書類】

営業者の名前	戸籍抄本等…原本は確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、代表者の名前	法人による申請の場合、変更履歴がわかる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…原本（3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
営業の種類	なし
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証等 （建築物の用途変更の手続きが不要の場合でも、旅館業として使用可能な用途であることを確認すること。）

- 廃止届・停止届…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届出が必要です。

【添付書類】

営業を廃止した場合	許可指令書
-----------	-------

- 承継届…譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届出が必要です。

【添付書類】

譲渡の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆営業の譲渡に係る申立書 ◆定款又は寄付行為の写し…法人による届出の場合（原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること。） ◆登記事項証明書…法人による届出の場合（原本（3ヶ月以内のもの）は
-------	---

	確認後、返却します。)
相続の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆戸籍謄本(相続人すべてがわかるもの)又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ◆相続人全員の同意書…相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆定款又は寄附行為の写し…原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること。 ◆登記事項証明書…原本(3ヶ月以内のもの)は確認後、返却します。

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143